

国立大学法人京都大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
法人の長	24,620	15,936	6,880	210 1,593 (通勤手当) (調整手当)		
理事 (6人)	110,610	71,352	30,806	830 7,135 492 (通勤手当) (調整手当) (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	8,057	5,232	2,768	57 (通勤手当)		
監事 (1人)	13,070	9,396	2,679	54 939 (通勤手当) (調整手当)		
監事 (非常勤) (1人)	768	715	0	53 (通勤手当)		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

## 職員給与について

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	4440	44.6	7,994	5,781	139	2,213
事務・技術	1232	43.5	6,142	4,505	155	1,637
教育職種 (大学教員等)	2524	46.5	9,462	6,796	146	2,666
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	472	36.7	5,403	3,977	62	1,426
教育職種 (外国人教師等)	6	56.7	11,161	7,877	90	3,284
医療職種 (医療技術職員)	147	42.1	6,111	4,475	135	1,636
技能・労務職種	43	55.0	5,915	4,327	127	1,588
指定職種	16	59.1	17,151	12,377	159	4,774

【注】「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

在外職員	人員	平均年齢	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

任期付職員	人員	平均年齢	千円	千円	千円	千円
50	43.8	9,269	6,712	123	2,557	
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員等)	50	43.8	9,269	6,712	123	2,557
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					

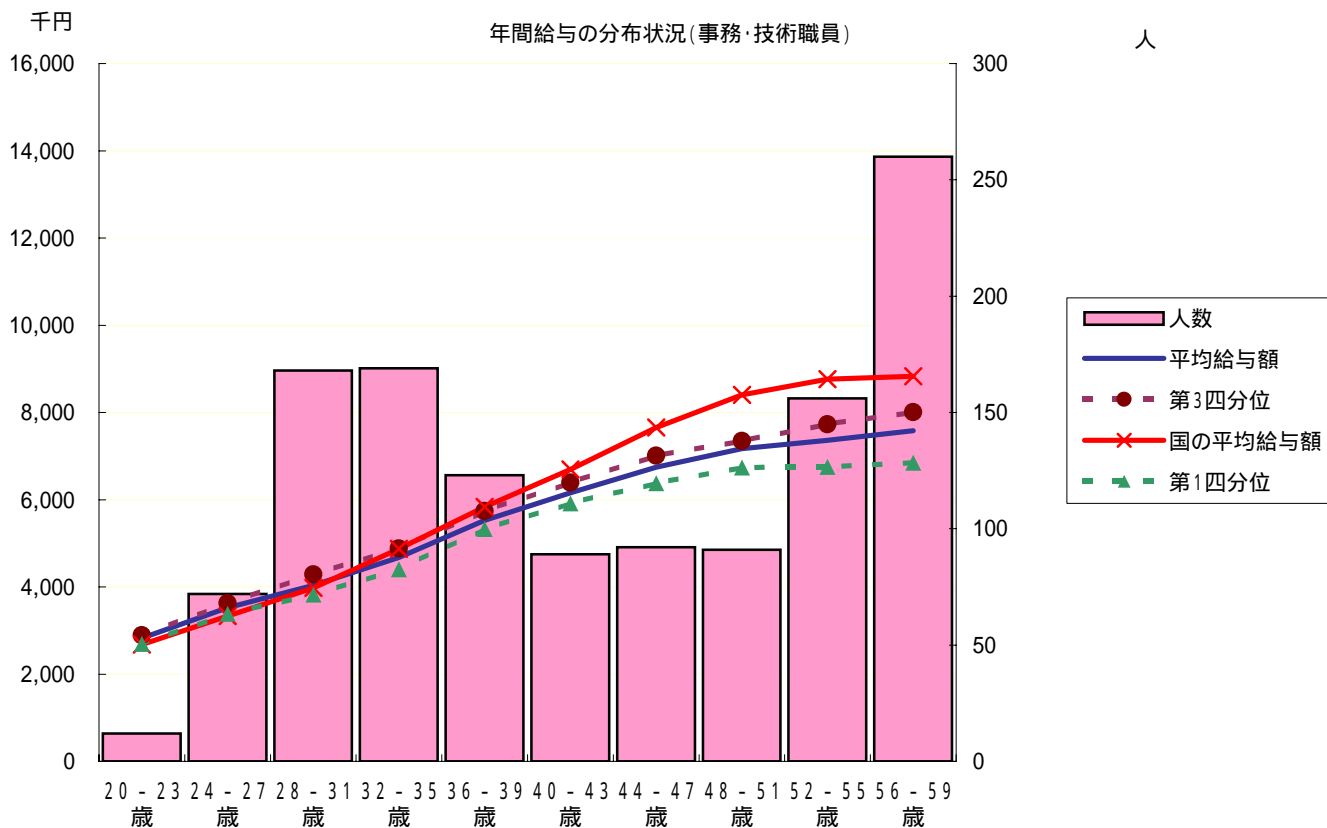
再任用職員	人員	平均年齢	千円	千円	千円	千円
1						
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員等)	該当者なし					
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					

【注】再任用職員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	299	41.2	4,355	3,453	95	902
事務・技術	91	54	4,236	3,137	108	1,099
教育職種 (大学教員等)	126	35.4	5,473	4,173	86	1,300
医療職種 (医師)	77	34.6	2,662	2,662	94	0
医療職種 (看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	57.3	4,397	3,242	84	1,155

[注] 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

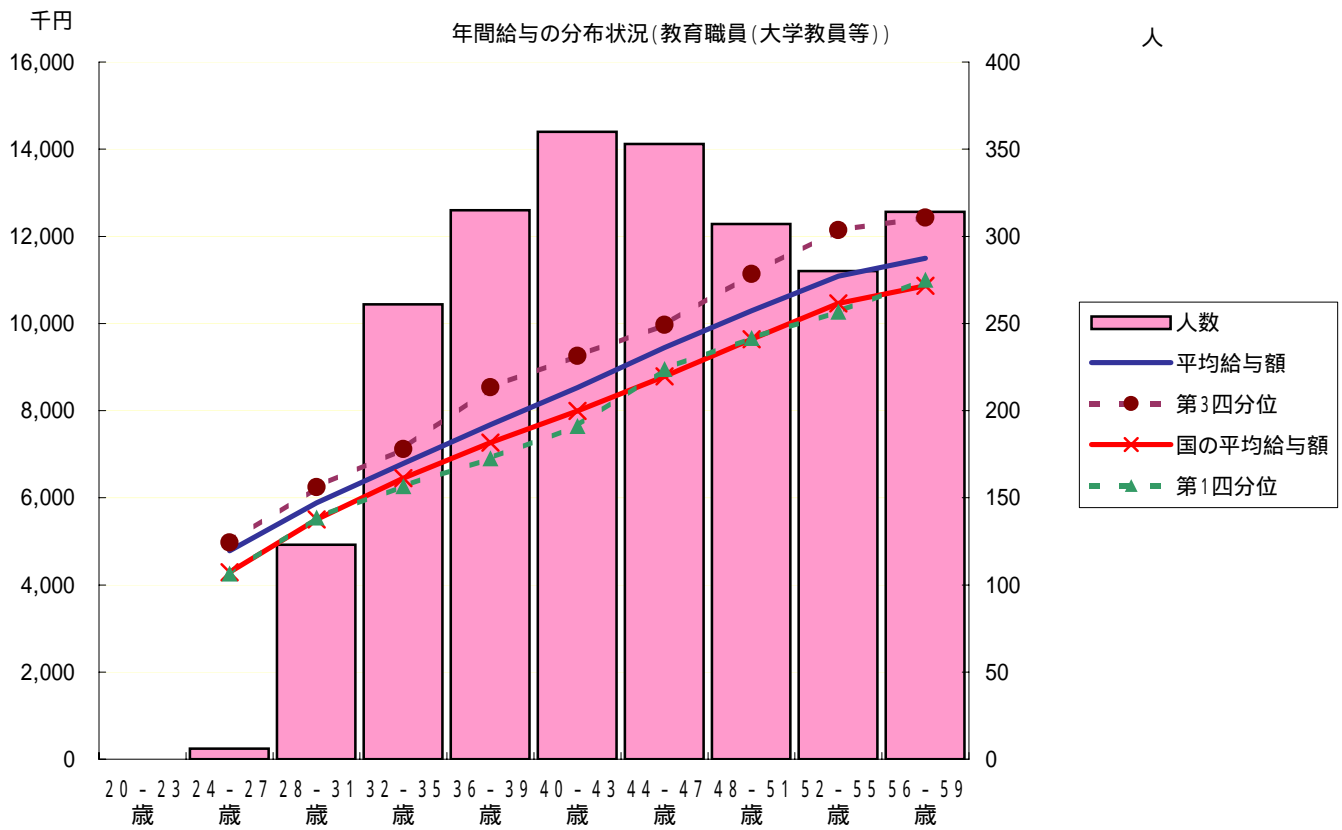
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



(事務・技術職員)

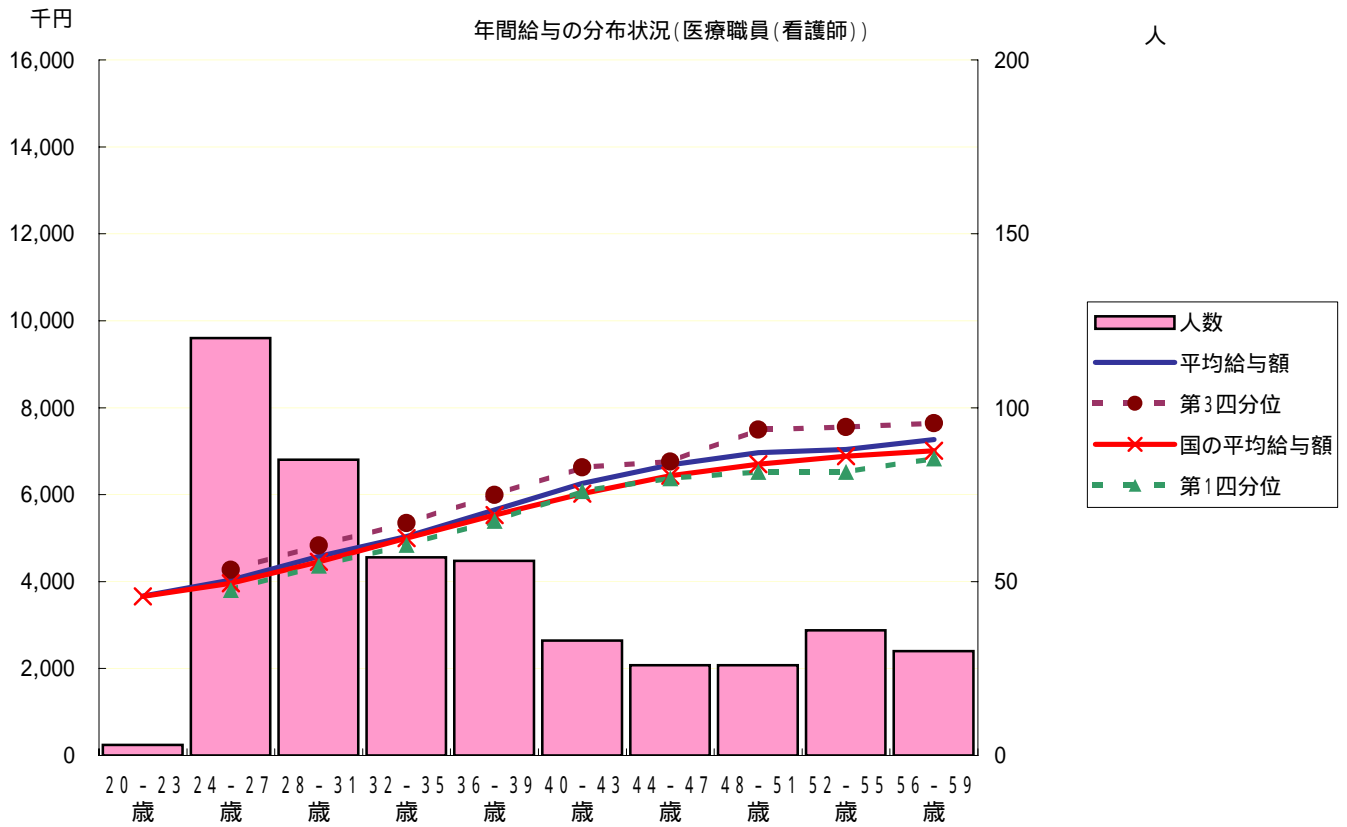
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	11	56.0	10,459	10,996	11,920		
課長	53	55.9	8,388	8,838	9,256		
課長補佐	101	53.0	6,895	7,386	7,909		
係長	219	49.7	6,533	6,908	7,308		
主任	291	41.9	5,076	5,666	6,423		
係員	557	38.7	3,871	5,168	6,727		

[注] 本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。なお、「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	898	54.2	11,029	12,238	11,628	12,238	12,238
助教授	724	45.0	8,792	9,750	9,203	9,750	9,750
講師	137	43.8	7,897	9,183	8,483	9,183	9,183
助手	744	39.1	6,338	7,494	6,880	7,494	7,494
教務職員	21	47.2	5,003	6,692	6,045	6,692	6,692



(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1						
副看護部長	3	52.2			7,964		
看護師長	128	45.1	5,995		6,625	7,419	
看護師	340	33.4	4,080		4,822	5,390	

[注]看護部長については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		係員	係員	係員主任	主任係長	係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	部長	部長
人員(割合)	1,232	12 (1.0%)	83 (6.7%)	302 (24.5%)	355 (28.8%)	249 (20.2%)	140 (11.4%)	61 (5.0%)	21 (1.7%)	6 (0.5%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		23～20	31～24	52～25	59～34	59～42	59～32	59～53	59～44	58～50	59～53	
所定内給与年額(最高～最低)		2,387～1,959	2,951～2,297	4,207～2,395	5,781～3,214	6,176～4,394	6,153～4,664	7,229～5,399	7,720～6,505	8,387～7,508	8,655～8,412	
年間給与額(最高～最低)		3,099～2,679	3,906～3,141	5,648～3,263	7,625～4,452	8,190～6,111	8,508～6,310	9,654～7,584	10,400～8,892	11,417～10,459	11,988～11,920	

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	2524	21 (0.8%)	745 (29.5%)	143 (5.7%)	721 (28.6%)	894 (35.4%)
年齢(最高～最低)		59～28	62～24	62～30	62～31	62～38
所定内給与年額(最高～最低)		5,184～3,359	6,614～2,793	7,429～3,674	8,999～4,575	10,325～5,721
年間給与額(最高～最低)		7,143～4,497	8,810～3,817	10,158～5,155	11,972～6,324	14,510～8,094

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	472	8 (1.7%)	332 (70.3%)	91 (19.3%)	38 (8.1%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59～51	59～23	59～29	58～37			
所定内給与年額(最高～最低)		4,674～4,061	5,312～2,595	5,836～3,430	5,798～4,411			
年間給与額(最高～最低)		6,388～5,584	7,276～3,547	8,007～4,569	8,056～6,292			

[注] 医療職員(看護師)6級・5級については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢」以下の事項については記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	67.6%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.3%	32.4%	33.8%
	最高～最低	46.2～31.0%	42.4～28.2%	44.1～29.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.4%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	30.6%	32.0%
	最高～最低	40.4～23.3%	37.3～27.8%	36.8～26.7%

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	68.8%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	31.2%	32.6%
	最高～最低	42.2～31.9%	42.4～29.2%	40.2～30.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.5%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	30.5%	32.0%
	最高～最低	46.7～31.1%	42.5～28.4%	42.8～29.7%

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.2%	64.8%	62.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.8%	35.2%	37.4%
	最高～最低	42.9～36.4%	39.1～30.4%	40.9～33.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	69.1%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0%	30.9%	32.4%
	最高～最低	40.4～31.3%	37.3～25.6%	35.9～29.4%



職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))  
对他の国立大学法人等

89.8
103.2

(教育職員(大学教員等))

对国家公務員(旧教育職(一))  
对他の国立大学法人等

106.4
104.9

(医療職員(看護師))

对国家公務員(医療職(三))  
对他の国立大学法人等

102.6
104.9

注:「对他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 49,198,880	千円 49,028,056	千円 (%) 170,824 ( 0.35% )	千円 (%) - ( )
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 54,495,461	千円 49,035,564	千円 (%) 5,459,897 ( 11.13% )	千円 (%) - ( )
最広義人件費	千円 62,721,464	千円 55,428,491	千円 (%) 7,292,973 ( 13.16% )	千円 (%) - ( )

【注】「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

## 報酬・給与の考え方、改定について

### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職員	有			寒冷地手当

### 2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

規定上役員の賞与は、役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案して増額または減額することがあると定めているが、16年度は適用せず、教職員と同等の基準により決定している。  
また、非常勤理事の賞与においては、実績を考慮して総長が決定している。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	}
理事	{	}
理事(非常勤)	{	}
監事	{	}
監事(非常勤)	{	}

### 3 職員給与

人件費管理の基本方針

定員(人数)と予算(金額)により人件費管理をしている。  
効率化係数による人件費の削除等による対応として、定員削減や戦略的な定員の再配置、業務の簡素化・合理化等事務改革を方針として定めている。

職員給与決定の基本方針

- ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方  
法人化移行時に本学の方針として、給与に関しては国に準拠すると定めているので、俸給表はもとより、諸制度は全て国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。
- イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方  
年功序列的な運用から、能力・適正・実績をより重視した人事制度への移行を検討し、徐々に実施している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	期間内における職員の業績を評価し、成績に応じた支給率になるように実施している。
特別昇給	昇給期間における勤務成績により実施している。
昇格	長期的な期間(3年)における勤務成績を加味して実施している。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

寒冷地手当について国に準拠して改正した。  
・支給地域を1級地から4級地の4区分に改めた。  
・手当は11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に月額で支給することとした。  
・支給月額が26,380円～7,360円の範囲とした。

法人が必要と認める事項

特になし